

東京都立大学 法科大学院 2024年度入学者選抜
(2年履修課程、特別選抜開放型・一般選抜共通)

憲法・民法・刑法 試験問題
(2023年10月28日実施)

試験時間 午前10時00分～午後1時00分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に本学受験票を置いてください。
机上には、受験票、筆記用具、時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。)、眼鏡、ティッシュペーパー(袋から出して中身のみ)、目薬以外の物を置くことはできません(事前協議により認められた者は除く。)
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります(3年履修課程の第1次選抜とは異なります。ご注意ください。)。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。消しゴム等で消すことのできるインクも使用できません。
また、2色(あるいは複数色)のボールペン等、マーカー、修正液、定規等の使用も認めません(答案の下書きや問題冊子への書込みも含む。)
- (3) 携帯電話・スマートフォン又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中に入れてください。それらを時計として用いることはできません。また、スマートウォッチ等のウェアラブル端末は身につけてはいけません。
- (4) 耳栓、イヤフォン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、蓋付ペットボトル入りの飲料を持ち込んで飲むことはできますが、机上に飲料を置かず、必ず蓋を閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意してください。ペットボトル以外の缶、瓶、水筒等は認めていません。
- (6) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁止します。ただし、緊急の場合や気分が悪くなった場合等には黙って手を挙げ、監督員の指示に従ってください。
- (7) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (8) この問題冊子は表紙を含めて7頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (9) 答案用紙の所定欄に、受験番号、氏名を必ず記入してください。所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (10) 答案用紙は各科目1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (11) 配布した「法科大学院試験六法」は回収しますので、書き込みをしたり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (12) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、受験中であっても試験室からの退出を命ずることがあります。

憲法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

Y県内には農業用水として約1万3千以上ものため池があり、農業従事者によって管理されている。Y県は水はけが悪く、ひとたび大雨となれば川や池が氾濫し、洪水の被害もたびたび経験してきたところである。そこで、Y県は「ため池の保全等に関する条例」（以下「条例」）を制定した。それは、「ため池の決壊や破損等による災害を未然に防止するために、Y県内のため池の管理や保全について必要な事項を定める」（第1条）もので、同第4条は以下のように規定している。

「何人も以下の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 ため池の排水に障害となる行為
- 二 ため池の堤とうに竹木若しくは農作物を植え、又は建物その他の工作物（ため池の保全上必要な工作物は除く。）を設置する行為
- 三 前各号に掲げるものの外、ため池の決壊又は破損の原因となる行為」

そして、この各号に違反した者には5万円以下の罰金を科すこととされている（第9条）。なお、条例には禁止にともなう経済的損失に対する補償の規定はなかった。

Y県の農家であるXは、在住の農民らと同様に、父祖の代から引き続いてため池の堤とうで農作物を耕作したり、農作業のための小屋を建てたりなどしている。Xはこの第4条二号に該当するとして堤とうでの耕作等を禁じられたが、やめなかったため、条例違反で起訴された。一方でXの農業収入はこの禁止によって1割ほど減収となる。

【参考】 ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池をいう。ため池は全国15万箇所存在し、特に西日本に多く分布している。多くは江戸時代以前に築造され、築造にあたっては、各地域において試行錯誤を繰り返して得られた経験をもとに造られたと推測される。

〔設問1〕

Xは、条例はそもそも憲法29条に違反すると考えている。Xの同条違反の主張を考えよ。その上でそれについてあなた自身はどう考えるか、論じなさい。なお、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）は制定されていないものとする。法律と条例の関係は論じなくてよい。憲法第29条にいう法律に条例も含まれるとして考えなさい。また、刑事罰を科すことに関する問題も論じなくてよい。

〔設問2〕

仮に条例が合憲であり違法でもないとしたとき、Xは条例による経済的損失の補てんを求めることが憲法上できるか、論じなさい。

（民法の問題は次頁）

民法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、Bに対し、令和3年4月1日、A所有の建物（以下「本件建物」という。）を次の約定で賃貸し（以下「本件賃貸借契約」という。）、Bから同年4月分の賃料20万円と敷金60万円の交付を受けた。
期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
賃料 月額20万円とし、毎月末日限り翌月分を支払う。
敷金 60万円
2. Bは、Cに対し、Aの承諾を得て、令和4年4月1日、本件建物を次の約定で転貸し、Cから同年4月分の賃料25万円と敷金75万円の交付を受けた。
期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間
賃料 月額25万円とし、毎月末日限り翌月分を支払う。
敷金 75万円
3. Aは、Bに対し、令和5年3月15日、同年4月1日に本件建物をDに売却するので、同年4月分以降の賃料はDに支払うよう伝えた。この時点で、Bは、Aに対し、1か月分の賃料を滞納していた。
4. Aは、Dに対し、令和5年4月1日、本件建物を売却し、AからDへの所有権移転登記手続をした。
5. Bが令和5年6月分と7月分の賃料を支払わなかったことから、Dは、Bに対し、同年7月15日到達の書面で、これらの賃料の合計額である40万円を同月31日までに支払うよう催告したが、Bは、同日までにその支払をしなかった。
6. BとDは、令和5年8月1日、本件賃貸借契約を合意解除した。
7. Dは、Cに対し、令和5年8月31日、本件建物を明け渡すよう求めた。
8. Cは、Bから、令和5年9月1日、上記5、6の事実を知らされた。
9. ㊦Cは、Dに対し、令和5年9月2日、上記5の支払催告がCにされていればCはその支払をしBの債務不履行は生じなかったはずであるし、そもそも、上記6の合意解除を理由に本件建物の明渡しを求めるのは不当であると主張し、その明渡しを拒んだ。
10. Cは、Bに対し、令和5年8月分までの賃料は支払ったが、上記7のとおりDから本件建物の明渡しを求められたため、同年9月分の賃料相当額の支払をしなかった。
11. Cは、上記9のとおり明渡しを一旦は拒んだものの、Dの請求に応じざるを得ないと考え直し、Dに対し、令和5年9月30日、本件建物を明け渡した。

12. Cは、Bに対し、令和5年10月1日、敷金75万円の返還を求めたが、①Bは、令和5年9月分の賃料相当額25万円を控除した50万円の限度でしか返還には応じられないと主張した。

〔設問〕

【事実】を前提として、次の(1)から(3)までの問いに答えなさい。なお、遅延損害金については考慮しないものとする。

- (1) 下線部②におけるCの主張の当否について検討しなさい。
- (2) 下線部①におけるBの主張の当否について検討しなさい。
- (3) BがAに対して交付した敷金の返還債務を令和5年10月1日の時点でDがBに対して負担しているかについて検討しなさい。

(刑法の問題は次頁)

刑法 問題

次の【事例】を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

1. 甲は、金品窃取の目的で、10月27日午後1時50分ころ、A方住宅に、1階居間の無施錠の掃き出し窓から侵入した。その当時、A宅には誰もおらず、甲は、A宅内を物色し、1階にある居間で現金等の入った財布及び封筒を見つけ、これをそのまま窃取した。そして、侵入の6分後に、玄関扉の施錠を外して戸外に出て、玄関扉の施錠を外したまま、誰からも発見、追跡されることなく、自転車で約1km離れたB公園に向かった。

甲は、B公園で盗んだ現金を数えたが、2万円余りしかなかった。そのため、これではあまりにも少ないと考え、再度A宅に盗みに入ることにして自転車で引き返した。

2. 甲は、A宅に同日午後2時20分ころに到着し、A宅玄関の扉を開けたところ、室内に人がいる気配に気づき、そのまま扉を閉めて門扉外の駐車場に出た。

その頃、同日午後2時15分ころにA宅に帰宅し、家の様子がおかしいと思っていた家人のAは、玄関の扉を開け閉めされる音に気づき、玄関扉を開けて外に出たところ、門扉外の駐車場に出た状態の甲を見つけ、「なんだ、お前泥棒か?」と叫んだ。Aに発見されたことに気付いた甲は、逃げようとする一心で、無言でポケットから登山ナイフを取り出し、Aに刃先を示し、左右に振って近づき、Aがひるんで後退したすきを見て逃走した。

〔設問1〕

【事例】における甲の罪責について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

〔設問2〕

【事例】の「2」の事実が、以下の「3」のような事実であった場合、甲に事後強盗罪が成立するという立場について、その理由を具体的事実を摘示しつつ説明しなさい。また、それを踏まえて、乙に事後強盗罪の共同正犯が成立するという立場の根拠と、成立しないという立場の根拠とを、それぞれ簡潔に説明しなさい。なお、自らの立場を説明する必要はない（特別法違反の点を除く。）。

3. 甲は、A宅に同日午後2時20分ころに到着し、A宅玄関の扉を開けてA宅に入り、再びA宅1階の室内を物色し始めた。ところが、同日午後2時15分ころに帰宅し、A宅の2階にいたAが物音に気づき、1階に下りてきたところ、物色中の甲の姿を発見し、「何をしている、お前泥棒か?」と叫んだ。Aに発見されたことに気付いた甲は、逃げようとする一心で、無言でポケットから登山ナイフを取り出し、Aに刃先を示し、左右

に振って近付き、Aがひるんだすきに、A宅玄関から外に出て、そのまま走って逃走した。しかし、気を取り直したAは、「待て、泥棒！」と叫びながら、甲の後を追いかけた。甲は、追いつかれそうになったとき、甲の友人乙が偶然その場にいることに気付き、乙に「助けてくれ、盗みに入ってミスっちゃった。」と言った。それを聞き、状況を理解した乙は、甲を逃げさせる意図で、追いかけていたAの肩付近を強く殴打し、Aをその場に転倒させた。

転倒させられたAは、負傷することはなかったが、その場で甲の追跡をあきらめた。

以 上